ワーク・ライフ・バランスに係る取組等について

平成 24 年 6 月 19 日 **全国商工会連合会**

1. 商工会・商工会連合会の取り組み

(1) 全国商工会連合会におけるワーク・ライフ・バランスの推進活動への協力等

政府等のワーク・ライフ・バランスに関する取り組みについて、全国約 1,700 商工会の会員(約 104 万会員)及び経営指導員(約 4,300 人)等に対し、文書、ホームページ、メールマガジン、機関誌等により周知・協力要請を行っている。

- ・男女雇用機会均等月間の実施に対する協力(ホームページ)
- ・「ワーク・ライフ・バランス大賞」の募集協力(都道府県商工会連合会への文書通知)
- ・次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定の義務化の周知 (都道府県商工会連合会への文書通知)

(約6,400会員に毎月発行しているメールマガジンで周知(例:別紙1))

- ・機関紙「月刊商工会」: 支援制度や助成制度を経営指導員の活動ストーリーに 仕立てて会員、経営指導員に紹介(例:別紙2)
- ・第3次男女共同参画基本計画(平成22年12月)に係る周知 (ホームページ、都道府県商工会連合会への文書通知) 等

(2) 都道府県商工会連合会における相談対応・巡回訪問による推進

商工会連合会が、国から「次世代育成支援対策推進センター」として指定を受け、企業の一般事業主行動計画の策定・届出に関する相談対応、商工会会員事業所等への巡回訪問による周知・啓発等を実施(北海道、岩手、広島)

この他、県からの受託事業として同様の活動を実施している商工会連合会も有。 (秋田等)

(3) 市町村商工会による会員等企業への啓発活動

- ① 全国商工会連合会、都道府県商工会連合会、県からの周知、協力要請に基づく会員事業所への啓発活動(例:別紙3)
- ② 商工会自身が「一般事業主行動計画」を策定し公表することにより会員事業

者への啓発を実施しているケースも有。(例:別紙4)

2. 取組を進める上での課題

経営者・労働者の意識改革、政府による啓発の強化が重要であることは無論、 根本的な面では、一般事業主行動計画の策定義務が従業員数 301 人から 101 人以上 に引き下げられたが、より小規模な事業所がワークライフバランスに対応していくう えでは社会保険に係る負担の増大、世界的な不況の長期化による売上・利益の悪化な

ど小規模な企業の経営そのものに益々余力がなくなってきていることも大きな課題。

3. 政府等への期待

不況による経営悪化、社会保険の負担の増大等のなか、小規模な企業へのワークライフバランスの導入促進にあたっては、より一層、支援への配慮が必要。

中小企業経営者が優良な人材確保のための制度充実に向けた意識を高めるには、経営環境が良くなることが後ろ盾となる。

より強力な産業政策による経済の活性化、景気対策、中小企業の税や社会保障に係る負担軽減とともに、両立支援に係る各種助成金等支援施策の継続・拡充が望まれる。

4. 今後の取り組み

引き続き国等の施策普及・協力要請を商工会を通じて会員等地域の事業者に発信するとともに、必要に応じて、小規模な事業所の対応に関する課題や要望について商工会・都道府県商工会連合会へのヒアリング等を実施したい。

Vol.46 2011.02.10 発行/編集 全國商工会連合会 http://www.shokokai.or.jp/

CONTENIS

©コンパス・コラム

座談会「これからも地域とともに」

◎プライスレス・メッセージ

家族経営の店が生み出すこだわりの商品に海外ブランドを含めた多くの企業が熱い視線を送る。

◎経営サポート虎の巻

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定の義務化が拡大されます。

◎耳よりえり抜き物産リコメンド

商工会地域のえり抜きの特産品情報です。

- プコンパスカフェ 一息入れて、あなたのご意見をお聞かせください。
- ◎編集部おすすめHP&気になるトピックス

経営サポート虎の巻

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定の義務化が拡大されます。

- 仕事と家庭の両立を支援するための雇用環境の整備等について事業主が策定する一般 事業主行動計画の策定及び届出が、平成23年4月1日以降、従業員数が101人以上の 企業についても義務化されます(平成23年3月31日までは従業員数が301人以上の企 業についてのみ義務)。
- 従業員 100 人以下の企業については引き続き努力義務となります
- 従業員別企業の義務化のまとめ
 - 従業員301人以上の企業:平成21年4月1日以降義務化
 - 従業員101人以上300人以下の企業:従来は努力義務だったが平成23年4月 1日以降義務化
 - 従業員100人以下の企業:引き続き努力義務
- ■詳しくは以下をご覧ください
 - 厚生労働省ホームページ

#INFORWATION

発行元:全国商工会連合会

〒105-0004 東京都港区新橋 2-16-1 ニュー新橋ビル 8 階

電話 03-3503-1251

http://www.shokokai.or.jp/

経営指導員

第中回「子育て支援を学ぼう」

中小企業診断士 布施早苗

娘のゆりさんだ。僕のことを「ショ お久しぶりですね」。源さんの一人

「あきみつさん、

いらっしゃい

友達は「アキミツ」と呼び捨てる。 家族はみんな「あきちゃん」だし、 れるのはちょっと複雑な気分だ。 ゆりさんに「あきみつさん」と呼ば ウコウさん」と呼ばず、「あきみつ さん」と呼んでくれる数少ない人だ。

「ショウちゃんだ~」と言い 学時代からバレーボール部のキャプ テンとして、実力と美貌を兼ね備え エロだなあとつくづく情けない。 驚いた。片思いで落ち込むなんてピ た、誰もがあこがれる存在だったの 川町ではちょっとした有名人だ。 に受けたショックには我ながら心底 スリッパを履きかけていると、 『旧姓:大野ゆり』といえば、 ゆりさんが結婚すると聞いた時 ながら

> と意気投合も変だが、僕になついて 源さんが骨折した時に病院で会って 書かれたチラシを差し出した。 くれたのは本当だ。「ショウコウ、 から意気投合した仲だ。 かい」「おじいちゃんの、

ウコウ。 来ちまった…」と天井を仰いだ。 待ちかねて聞いた。「実はな、 座った。料理を手早く並べてくれて 台所に声をかけて源さんが向かいに てよ。おれに何の相談もなく決めて ゆりさんが部屋を出ると、 今ごろ里帰りなんです

れやし。 まえもさりげなく見守ってやってく 昔から筋の通らないことはしなか は無理に理由を聞かないでいる。 よほどのことがあったんだろう。 た娘だ。それが別れるってんだから、

と言って四角い福笑いのような顔が た。「おお、瞬ちゃんかぁ、げんき

待たせたな」と言って源さんが帰っ て来るまでずっと僕のそばを離れな ゆりさんの息子の瞬ちゃんとは、

「詳しいことは何も言わないけど、 あいつ離婚して来たんだっ ショ

「わかりました。 僕は瞬ち

さな塊が腕の中に飛び込んでき

かいた!」

「ゆりさ

ゃ ん

開けたとたん、廊下の奥から長身の

女性が顔を見せた。

初恋の人

゚ゆりさん

との再会

僕は源さんのお宅を訪ねた。

玄関を

です」。久しぶりに食事に誘われた「ごめんください。商工会の山川

かったのが何よりの証拠だ。 「おーい、 ゆり。始めようか~」。

親友ですから、

二歳の子供 信がありますから!」と言った。 んでました」。 うございました。 が、瞬ちゃんを笑わせることなら自 せることはできないかもしれません 「いえいえ、暖かくて『春探しの 「あきみつさん、 仕事と子育ての両立に悩 むゆりさん

児所に迎えに行かなくちゃならな ですし…。この町なら祖父母に助け まうでしょう? しまうと、同僚に負担がかかってし ですからね。私がわがままを言って でも私の会社は大きな企業じゃない 「もちろん辞めたくはないんです。 ってられないですよ」。 もらい 「ゆりさん、聞きにくいんですけ やりたい仕事かどうかなんて言 仕事辞めてしまうんです ながら働けると思うんで 瞬が熱を出せば託 か?

アップとして身に着けたCADの操 結婚前に取得していたインテリア ・ディネータの資格と、 キ ・ヤリア

コ

〈表〉「中小企業子育て支援助成金が使えるか」チェックリスト(簡易版)

所内で一人目のケース)と大きな額

対して一〇〇万円、短時間勤務には 制度がある。金額的には育児休業に ある事業主には、助成金を支給する によれば、子育て支援を行う意欲の

厚生労働省のリーフレット (M15)

六〇万~一〇〇万円(いずれも事業

常時雇用する労働者の数が100人以下であること 次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を作成し、都道府県に届け出ていること

労働協約又は就業規則の規制の整備 育児休業取得に係る支給申請の場合⇒育児休業について規定があること

下記の表は受給対象となるかどうか の一歩を踏み出せる支援にはなる。

の簡単なチェックリストだ。

ではないが、

事業主にとっては最初

短時間勤務適用に係る支給申請の場合⇒短時間勤務制度について規定があること 平成18年4月以降、初めて「育児休業取得者」または「短時間勤務適用者」が出たこと

対象となる育児休業取得者の要件 ①1歳までの子を養育するため平成18年4月1日以降、6ヵ月以上育児休業を取得したこと ②職場復帰後6ヵ月以上継続して雇用されていること

対象となる短時間勤務適用者の要件

gyomu/support/index.html)

(参考:

http://www.jiwe.or.jp/

の復職制度の整備」や

もう一つの情報は、

実際に「女性 「企業内託児

> ①平成18年4月1日以降、3歳未満の子について6ヵ月以上次のいずれかの制度を利用したこと ②対象となる短時間勤務制度:ア〜ウのいずれかであること ア、1日の所定労働時間を短縮する制度(数値定義あり) イ、週または月の所定労働時間を短縮する制度(数値定義あり) ウ、週または月の所定労働時間を短縮する制度(数値定義あり)

☆雇用保険には被保険者要項など、いくつかの条件がある

とうよ。 くれて」。 聞いてみた。「ショウコウ、 に頭を下げた。 人だ。おれが隣町の会社の社長に話 「だけどな、 ゆりも三十過ぎた大

をつけに行くってのもどうかと思

連携子育て支援フォーラム ・文中の二事例は千葉県で行わ

シンポジウム』

の情報を参考に

なっていることもわかった。以下は とって人材レベルではなく人財レベ ルの従業員の退職などがきっかけに 一方で、辛口の言い方だが企業に

三三名 ケース 託児所を整備した自動車教習所の がきっかけになって、復職制度や 自動車教習所の女性教官の出産 (従業員七四名、うち女性

育て支援」が気になった。手元にあ

ったのだろう。

僕は会員企業の「子

ゆりさんとのことがきっかけにな

に着いた。

が、

子育て支援は「父親・母親」

VΣ た

企業の子育て支援策の実例だ。

れにも必要なことがわかった。

じゃないかという思い込みがあっ ではないか、子育て支援は女性向け んて大企業じゃなければできないの 例だ。僕の中には、託児所の整備な

ね」と言って僕らは別々の車で帰路 あわてて結論を出さないでください 決断だろうと思った。「あんまり、 仕事をしてきたゆりさんにはつらい 作技術を駆使して、生きがいのある

の設置」に取り組んだ中小企業の

る資料を整理してみると、

本当にさ

まざまな情報発信がなされている。

国の補助金制度を活用

子育で支援

仕事と子育ての両立を支援してい るケース (従業員一一五人) 員」「三人目の妊娠が明らかにな で突然子育ての協力者を失った社 なった社員の困窮」「夫の突然死 よって一人で子育てをすることに った社員」など異なるニーズに対 家具小売業で起こった「離婚に 社員は財産だという考えから

こんな動きをご存知ですかね?」と 明し、「ゆりさんの会社の社長さん、 数日後、源さんに調べた結果を説 おれの娘のことを心配して 源さんが申し訳なさそう ありが

> プするつもりでいるんだ」 出そうが、おれは黙ってバックアッ う。この件はあいつがどんな結論を

もおかしな話ですものね」 「そうですね。 僕がでしゃばって

事業主に伝えていかなくちゃ させる方法を積極的に考えてくれと 力もする女性に仕事と子育てを両立 があるよな。働く意欲があって、努 か?」と聞き返した。 の中で「本当にそれでいい の事業所にはしっかりと伝える責任 ん」。力なく言う源さんに、僕は心 「でもな、 少なくとも俺たちの町 んです いか

切った僕は、さっそく隣町の指導員 週間もたったころだった。「あきみ 器を取った。 の後藤さんにお礼を言うために受話 を教えてくださいね」。携帯電話を きたから、あせって辞めるな!って」 かも知れないんです。社長が商工会 つさん、実は私、仕事を続けられる の指導員さんからいい事例を聞いて 「それは良かったです。 ゆりさんから電話が入ったのは一 また経過

※物語はすべてフィクションです。 れた 『官民

Shokokai • 2007.3

ゆりさんを心底笑わ

車の中で眠る瞬ちゃんを時々見なが

ら、外で立ち話をしていた。

山歩き』にはぴったりでしたよね」。

瞬もとっても楽し

今日はありがと

HOME | E-mail

商工業者のくらしと地域社会の幸せづくりに経営の改善・発達のために

<< 2012/05 | 1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12 13 14 15 16 17 18 19 20 21 22 23 24 25 26 27 28 29 30 31 >>

浜中町商工会

CONTENTS ★ MENU

▲ HOME

- ●新着情報・お知らせ
- ●浜中仮想旅行
- 上 観光物産
- └ 味覚情報
- ●商工会とは
- ●行事予定
- ●事業内容
- ト 融資制度ご案内
- ├ 会員になろう
- └ アクセス
- ●青年部
- ●女性部
- ●フォームメール
- ●リンク
- ●プライバシーポリシー
- ●サイトマップ



Count. 14089

XML RDF FEED

RSS1.0 Atom0.3

BLOG Script

Serene Bach 2.09R

Site design

道東チャンネル・でじらぼ

Template

Media-Lab for KIRIN

更新履歴一覧

2012/05 (4)

新着記事・更新情報

〈〈 地域産品販路開拓機会提供支援事業について 【 main 】 商号使用に関するトラブルについて(情報提供) >>

次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主の認定状況と法律の一部改正について

標記の件につきまして、厚生労働省より全国連経由で次のとおり情報提供がありましたのでご連絡致します。

1 全国連文書要旨

- 〇「次世代育成支援対策推進法(H15.7成立・交付)」は、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を行う「次世代育成支援対策」を進めるため、国や地方公共団体による取組だけでなく、301人以上の労働者を雇用する事業主は、「一般事業主行動計画」を策定し、速やかに届け出なければならないとし、雇用する労働者が300人以下の事業主には、同様の努力義務があるとしている。
- 〇「児童福祉法等の一部を改正する法律」が成立(H20.11.26) し、次世代育成支援対策推進法の一部が改正され、H23.4.1から、従業員数101人以上300人以下の中小企業については、一般事業主行動計画の策定・届出が義務化となる。なお、従業員数が100人以下の企業においては、引き続き努力義務となる。

く参考>

認定状況資料掲載URL(厚生労働省ホームページ)はこちら

http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000006b7.html

※同HPの添付資料:認定企業の取組事例、認定基準、次世代育成支援対策推進法(抄)、届出・認定状況、その他

【更新日:2010/09/17 金】 【 comments (0) 】 【trackbacks (0) 】

Comments

Comment Form

Name	ł
Cookie ⊻	
E-mail	
URL	

Comments

企居町商工会の次世代育成支援に関する取組

中小企業(300人以下の従業員を雇用する)事業主の皆様へ

急速な少子化の流れを変えるため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」が制定され、従業員が300人を超える企業には一般事業主行動計画の策定、実行を通じた「仕事と家庭の両立を図る雇用環境の整備」が義務付けられました。

従業員300人以下の企業には、それらが努力義務とされましたが、次世代育成支援対策は、働く企業の規模を問わず全ての従業員の暮らしに深く関わっています。

従業員の働きやすい職場づくりを目指して「ワーク・ライフ・バランス」(従業員の仕事と 家庭、生活の調和)を実現していく取組をすすめてください。

土居町商工会では下記の通り計画実施いたしました。

2009年6月1日

土居町商工会行動計画(第1回)

従業員の働き方を見直し、特に女性の継続就業者が増えるよう、妊娠・出産を通じて、子育ての支援のあり方を検討する。

1. 計画期間 2009年6

2009年6月1日~2012年5月31日までの3年間

2. 内 容

目標1: 育児休業中の従業員の職業能力の開発・向上等、育児休業等を取得しやすく 職場復帰しやすい環境の整備

〈対策〉

平成21年6月~

育児休業を取得する期間について当該労働者の業務を円滑に処理できるよう、当該 育児休業期間について当該業務を処理するための労働者の確保、業務、内容、業務 体制の見直し等を実施し復帰しやすい環境を構築する。

目標2:ノー残業デーの導入・拡充や企業内の意識啓発等による所定外労働の削減の実施

〈対策〉

平成21年6月~

残業等の削減により育児に係る時間の確保が出来るように毎週曜日を定めノー残業 デーの設置並びに意識啓発の周知を図り実施する。

HOME